

第2章 理念を支える制度やシステム

第1節 子どもの権利委員会

第1章で各現場における権利保障の実態について報告を行った通り、子どもに関わる関係者や関係機関は、子どもの権利保障を意識し、日々努力や工夫を怠らず、関係部署との連携、協力を惜しまず、志免町子どもの権利条例の中の第12条、子ども施設における権利の保障を、まさに体現していることが明らかになった。

しかしながら、子どもの権利を保障するためには、条例が制定されて、現場が努力して終わりではなく、条例に掲げた理念を継承、発展させるために、常に第三者的な立場からの権利保障状況の調査・審議、町への報告・提言を行う組織が必要である。その役割を果たすのが、子どもの権利委員会である。(子どもの権利委員会の職務と位置付けについては、序章1-1にて述べた通り)

以下、子どもの権利条例第24条において設置される、子どもの権利委員会の在り方について自己検証した。

① 子どもの権利委員会の人選

第24条に定められている通り、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において委嘱された委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたと言える。

② 子どもの権利委員会が責務と機能を無事に果たせるためのノウハウの継承

私たちが子どもの権利委員に任命されて間もなく、活動内容の指針を決定するために、第1期委員会の担当職員から、条例制定当時の様子、第1期委員会の活動内容などについてヒアリングを行ったが、当時の事を鮮明に記憶している職員も異動しており、前任の第3期委員会からは、報告書内で課題を提示してもらってはいるが、直接のコミュニケーションを交えた申し送りが行われたわけではなく、今後何をテーマに据えて活動していけばいいのか、不安に感じた事を覚えている。

子どもの権利委員会が、第24条に定められた責務を果たすためには、申し送りやノウハウの継承がスムーズになされるなど、連続性が必要であると大いに感じた。

③ 子どもの権利委員会を支える事務局の体制

事務局の尽力、かつ誠意あるサポートなしには、本委員会は活動を成し得ないと痛感している。しかしながら職員の異動に伴って、関係部署で培ってきた、深い知識、専門性の高いスキルや経験が途絶えてしまう事態が発生する。前任者から後任者への、重要な情報とスキ

ルの円滑な引継ぎを行うシステムを確立するか、もしくは専門的な人材を固定して育てるなど、対応策を講じることを希望する。

④ 権利委員会の活動内容が形骸化している懸念

権利委員会の職務については、第 25 条と第 26 条に定める通りである。

(権利委員会の職務)

第 25 条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第 26 条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

再三繰り返すように、条例の制定がゴールではなく、条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつながっていくかが重要である。

そのため権利委員会は、調査・審議した結果を、報告書として取りまとめの上、町に報告・提言する。町は、この提言を最大限尊重し、必要な措置を講じることによって、この条例がさらに生きたものになり、子どもの権利保障に関する施策は充実していくことになる、と第 26 条の解説にも述べている。これは、検証とそれに対するフィードバックが必要であることを示しているものである。

しかしながら、今期、権利委員会が活動の自己検証を行う中で、第 25 条の解説に言及されている「町は、第 16 条と第 17 条に定める施策の状況を権利委員会に報告する」とある施策の推進が、十分でないことに気が付いた。

(施策の推進)

第 16 条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第 24 条に定める子どもの権利委員会に報告します。

本来、町は、子どもの権利について、その普及や保障が充分なされるための取組みや、支援する内容を盛り込んだ施策を行動計画として作成し、進捗状況を権利委員会に報告すべ

きであるが、残念ながらこの取組みについてはなされていないことがわかった。

行動計画を軸に検証を行い、報告と提言を受けて改善を行うという、PDCA サイクルの確立が急務である。子どもの権利保障をさらに推進させるためにも、第16条に基づく行動計画を早急に策定し、子どもの権利委員会への報告の遂行を求めるものとする。

上記のように、検証を通して見えてきたのは、理念や現場を支える“システム自体”が条例制定後、年月を経て制度疲労を起こしている現状である。

子どもの権利を尊重し、その権利の保障を継続していくためには、見えている部分を近視眼的・表層的にとらえるのではなく、全体像をさまざまな要素のつながりとして理解することが必要であり、今後も子どもの権利委員会が質の高い活動をするためには、内部的仕組みを整えた上で、内容のある活動を積み重ねていくことが求められる。

子どもの権利委員会は、単なる第三者「評価」機関ではなく、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する機関である。ここでいう「検証」とは、子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利保障状況を把握し、また行政の自己評価に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果をふまえ、子ども施策の進展にむけた提言を行う一連の活動である。

そして言うまでもないが、この検証のプロセスを貫くものは、子どもの権利保障という視点である。子どもの権利条例の理念を具現化する上で、「極めて重要な組織」として位置付けられている子どもの権利委員会は、この視点を脈々とつなぎ、「志免町子どもの権利条例」が、未来に向かって“生きた条例”であるために寄与するものである。

(文責：南里門子)

第2節 子どもの権利相談室「スキッズ」、子どもの権利救済委員

視察場所：子どもの権利相談室「スキッズ」（シーメイト内）

訪問日：2018（平成30）年8月29日（火）

子どもの権利救済委員の活動報告は、2019（平成31）年7月20日にも実施。

内容：スキッズの施設見学後に、別室にて子どもの権利救済委員の活動報告と質疑応答を行った。

対応者：子どもの権利救済委員（圓入委員、調委員）

1、現状

（1）組織体制

子どもの権利救済委員は、志免町子どもの権利条例にもとづき、設置されている相談・救済機関である（第5章：第17条～23条）。「子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために」、3名の子どもの権利救済委員が任命される。子どもの権利侵害が疑われる場合、必要に応じて自らの判断で調査、調整、勧告、是正要請の権限をもつ。勧告や是正要請を受けたものは、それを尊重し、必要な措置をとるよう努めなければならない。また、町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援すること、関係機関や町民は、救済委員の活動に協力することが条例に明記されている。

今期の救済委員は、弁護士、臨床心理士、大学教員である。毎月1回の定例会を開催し、事案がある場合は、それ以外にも集まり、対応を協議している。救済委員の活動を補助するために、子どもの権利相談員（以下、相談員）が置かれており、訪問時は4名体制であった。いずれも相談業務や児童福祉業務の経験者である。

子どもの権利相談室「スキッズ」は、シーメイトの施設内にあり、相談員4名がローテーションを組み、2名体制で運営している。相談員は、相談の電話や来室での相談を受け、救済委員に報告する。救済委員も適宜交代で相談室にて業務を行う。毎週火・木曜日は13時から19時、土曜日は10時から17時に開室している。水曜日は、広報活動日として町内の関連機関にカードやチラシの配布等を行っている。また、広報活動の一環として、志免西小学校の多目的室において、昼休み時間に「出張スキッズ」を開設している。平成29年度は、9回実施し、延べ1109名の子どもが参加があった。スキッズや相談員を身近に感じてもらうためにプラ板作り、ぬり絵やトランプ、ジェンガ等の遊具も持参している。相談を受けることもある。

（2）活動内容

2017（平成29）年度に相談室によせられた相談は、28件であった（新規11件、継続17件）。相談経路としては、広報誌・パンフレットが最も多く、次いで日頃から相談室に遊びに来ている子どもを通じてという回答が多かった。相談室の存在をもっと身近に感じてもらうために、相談がないときは、子どもたちの居場所として開放している。相談内容は、「いじめ」が7件、「家族関係の悩み」が6件、「先生の暴言や威嚇」が4件であった。この他、相談室には、相談以外にも1年間で延べ806名の子どもが来室し、過ごしている。

広報活動として、広報紙「スキッズ便り」の発行、子どもの権利条例のリーフレットやクリアファイル、定規、「スキッズ」についての案内チラシ（低学年用と中学生用）を作成し

ている。これらの活用例としては、町内の全児童生徒にスキッズ便りと一緒にしおりを配ったり、中学生アンケートを実施する際にチラシを添付したりしている。志免町内の保育園や小児病院にもパンフレット、しおり、クリアファイルを配っている。

加えて、「スキッズ」について知ってもらうために、町内の各種行事にも積極的に参加協力している。シーメイトこどもまつりのスタンプラリーに参加し、ゴルフゲームを用意した。志免町文化祭では、魚釣りと輪投げのゲームの模擬店を出店した。いずれも、参加者には「スキッズ」のキャラクターのお面やしおりをプレゼントした。

さらに、子どもの権利救済委員では、志免町内の全中学生 1273 名を対象としたアンケートを独自に実施している。条例や「スキッズ」についての認知度、悩んだり困ったりしている時に誰に相談するか等について尋ねている。調査結果は、子どもの権利救済委員の活動報告書に収録するほか、内容の一部をわかりやすく書き換えたものを「スキッズだより」に掲載している。平成 29 年度調査では、スキッズの認知度は 58% と徐々に増加している。

以上、活動概要を確認したが、子どもの権利救済委員は、例年、約 50 頁にわたる活動報告書を刊行しているので、詳細はそちらを参照されたい。

ヒアリング時に、活動で大事にしていることを尋ねたところ、次の 2 点をあげた。

1 点目は、効果的な広報や啓発の手段を考え工夫し続けているという。子どもの権利救済委員の仕組みがきちんと機能するためには、相談の経路がきちんと確保されていないとはじまらない。子どもや関係者に自身の活動を知ってもらうこと、気軽に相談してもらう関係をつくること、そこからすべてがはじまると考えている。

2 点目は、関係機関とは平時からの信頼関係づくりを心掛けているという。事が起きてから連携や協力を仰ごうと思っても難しい。子どもの権利救済活動においては、関係機関への調査や要請等を行うことになるが、ややもすると糾弾として受け止められ、敵対関係に陥りがちになる。平時から関係を築くことで、「関係のつながりなおし」に主眼を置くこちらのスタンスを理解してもらいやすくなると考えているからである。

写真 2-2-1 スキッズの内観



資料 2-2-2 スキッズだより



2、課題

視察後に行った委員によるふりかえりでは、子どもの権利救済委員の真摯な努力を絶賛する声があがったが、同時に活動の内実を初めて知ったという者がほとんどであった。子どもの権利委員会の委員になる立場にあってもそうであるので、一般の大人であればなおさらであろう。広報活動の成果によって、子どもたちや関係機関に子どもの権利救済委員の存

在は認知されつつあるが、保護者や地域の大人にも認知度が高まることを期待したい。そうすることで、子どもの権利に対する意識が一層高まるだろう。

また、関係機関も、子どもの権利救済委員の存在は知っていても、日常的な努力と工夫の詳細までは知らないのではないだろうか。子どもの権利救済委員の活動は、その質・量ともに極めて高い水準にあり、他の機関の範となるものである。その活動の内実を知ること、刺激を受け、良い意味での緊張関係が高まり、底上げにつながるであろう。

次から述べる課題は、子どもの権利救済委員単体の努力では如何ともしがたいものであるので、町の予算措置を含めて検討いただきたい。

1 点目は、課題であるが、「スキッツ」の場所をもっと明るく目立つところに移動できないものだろうか。シーメイトの奥まったところにあり、わかりづらだけでなく、省エネ対策と思われるが、廊下の電灯が一部しか灯っておらず、施設全体の照度が低く、「暗い」雰囲気になっている。

2 点目が、子どもの権利相談員の安定的な確保である。子どもの権利相談員は、救済委員の直接の窓口となる重要な役割を担っている。子どもの相談員が電話や来室で相談を受け、内容を救済委員に報告する。いわば、救済制度の肝である。ここに意欲的で専門性の高い職員が働き続けられる雇用環境を維持することが不可欠となる。

3、所感

子どもの権利救済委員と相談委員の熱意と工夫に感動した。

平時から関係を築き、知ってもらうために、学校で講演会を実施したり、「出張スキッツ」を開催したり、読みたくなるような楽しいニュースレターを発行したり、居場所として相談室を開放したりなど様々な工夫を行っている。それらの視点や水準は、他の機関・団体もぜひ見習ってほしい。

そのためにも、子どもの権利相談員の雇用環境の改善が不可欠なように思う。2019（平成31）年3月に1名が退職し、後任が決まるまで苦慮したという。働き方改革が叫ばれる中で、開室時間が19時に及び、土曜日勤務日になる等を鑑みると、現在の雇用条件のままが良いのであろうか。公認心理師制度が発足し、医療機関等でも常勤カウンセリング職が今後増えてくる。優秀な相談員の確保はますます困難になってくるとされる。町の嘱託職員の雇用制度全体とのバランスもあると思うが、ぜひ一考を強く求めたい。

（文責：添田祥史）

第3節 子ども実行委員会

訪問日：現場視察なし。議事録とホームページの活動紹介記事及び担当職員からの情報提供をもとに検証を行った。

応対者：志免町役場子育て支援課担当職員

1、現状

(1) 子ども実行委員の設置目的と位置づけ

志免町子どもの権利条例は、第9条において子どもの意見表明権と参画の権利について明文化し、第14条において、そのために必要な大人側の支援や配慮を課している。

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

第14条 町、親、子ども施設関係者および町民は、子どもが家庭、子ども施設および地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

- 2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。
- 3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

この条文は、子どもの意見を無条件に聞き入れることを指してはいないが、かといって、形式的に聞くふりだけをして意見を聞き流すことも許されない。「子どもの意見に真摯に耳を傾けることが重要」である。

子どもの意見表明や参画は、町づくりや町政においても保障されるべきだと述べている。「大人の意見だけではなく子どもの意見も反映させるほうが、より多面的でよい町づくりに繋がると考えられるからである。そして、「その際大切なのは、参加の場や機会を単なる一過性のイベントで終わらせるのではなく、そこで出された意見が尊重されていく仕組みを作り、自らの意見が尊重されているのだと子どもが実感していくことだと認識しなければなりません」とある。

また、志免町子どもの権利条例では、子どもの権利についての啓発を図るために11月20日を「子どもの権利の日」とすることを定め、その趣旨にふさわしい事業を行うこととされている(第5条)。「具体的には、子どもの権利に関する講演会や、子ども自らの力で企画実施するイベントなどの開催を想定している」(解説より)。

子ども実行委員会は、この条文に定められた理念を具現化する仕組みの一つである。子どもの権利委員会事務局を担当する子育て支援課の発案で、2018年度から開始した取り組みである。子どもの権利の日関連イベントは毎年実施されてきたが、その企画・実施に子どもが参画することはなかった。そこで、子ども実行委員会を設置し、子どもの意見表明権と参画権を行使する機会の確保をめざした。子ども実行委員会は、子どもの権利委員会や子どもの権利救済委員のような条例に定められた委員会活動ではないものの、第5条、第9条、第14条にもとづく重要な活動として位置づけられている。

(2) 子ども実行委員会の活動

子ども実行委員会の委員は、町内の小学校4年生から中学校3年生を対象にした公募で選出される。毎年5月下旬ごろに実行委員募集のポスター（資料2-3-1）と申込書（資料2-3-2）が町内の全小中学校に置かれる。申込切は6月下旬で、参加希望者は保護者と話しあって決めることが促されている。募集定員は20名程度で、任期は1年間、町長からの委嘱状が渡される。

委員の主な役割は、志免町子どもの権利の日及び関連イベントの企画・運営である。2019年度は、①町政施行80周年記念行事でのブース出展（2019年11月3日）、②子どもの権利かるた大会（2019年11月16日）、③町長との懇談会（同前）の企画・実施であった。子育て支援課の担当職員2名が常時サポートしている。

資料 2-3-1 募集チラシ

資料 2-3-2 申込用紙

子ども権利委員会 イベントまでに5～6回実施予定
※第1回運営委員会は7月23日(火) 10:30～1時間程度

【文化祭での出展】
令和元年11月3日(日) 9:00～15:00(予定)
【子どもの権利かるた大会・町長との懇談会「町長を囲んで」】
令和元年11月16日(土) 13:00～15:00(予定)

上記イベントにおける企画・運営と、町長との懇談会「町長を囲んで」に出展
※開催場所へは各自集合となりますので、保護者の送迎または福祉バスをご利用ください。

～募集内容～
対象: 志免町在住の小学4年生～中学3年生
募集人数: 20人程度 (お申し込み多数の場合は抽選となります)
申込み: 併せわせ: 志免町役場 子育て支援課 ☎935-1244 FAX935-2697

※申込先は学校ではありませんのでご注意ください！

子ども実行委員申込書

氏名	学校名	学校	学年
住所	連絡先名(続柄)	電話番号	
志免町	緊急連絡先		
保護者氏名	アレルギー 有() 無()		
第1回運営委員会(7月23日実施)の出欠: 出席します 欠席します			

今期の委員は8名であった（東小学校5年生2名、東小学校6年生1名、西小学校5年生2名、西小学校6年生1名、南小学校6年生1名、東中学校1名）。定員内であったので、応募者全員が選出された。

図表 2-3-1 は、今期の活動をまとめたものである。会議日は、学校の夏休み期間及び休日を中心に設定されている。子どもの夏休み明けの 2 回の会合及びイベント当日は、担当職員は、休日出勤して対応にあたる。

子どもから選ばれた委員長と副委員長の主体性を大事にして、学校が異なると初対面である場合が多いので、担当職員のファシリテーションによって自己紹介やグループワークなどで意見をいいやすい場づくりを行っている（写真 2-3-1）。十分に意見をだしつくした後に最終的には多数決で決定した。

図表 2-3-1 2019 年度 子ども実行委員会の会議内容

	日にち	内容	場所
第 1 回	2019 年 7 月 23 日（火） 10:30～11:45	第 1 回実行委員会 ・事務局からの趣旨説明 ・委員の自己紹介 ・各イベントの内容検討	生涯学習 1 号館 小研究室 1
第 2 回	2019 年 8 月 21 日（水） 13:30～15:30	第 2 回実行委員会 ・子どもの権利かるたの体験 ・権利かるた大会の企画 ・町政施行 80 周年記念行事の出店ブースの企画	役場 第 3 会議室
第 3 回	2019 年 8 月 26 日（月） 13:30～15:30	第 3 回実行委員会 ・かるた大会の企画 景品等 ・町政施行 80 周年記念行事の展示ブースの企画	役場 第 3 会議室
第 4 回	2019 年 10 月 6 日（日） 10:00～12:00	第 4 回実行委員会 ・かるた大会の企画 ・展示ブースのポスターづくり	役場 第 3 会議室
第 5 回	2019 年 10 月 27 日（日） 10:00～12:00	第 5 回実行委員会 ・かるた大会の当日の流れの確認 ・町政施行 80 周年記念行事の当日の流れの確認	役場 第 3 会議室

2019 年度の町政施行 80 周年記念行事は、町施政 80 周年記念行事として 11 月 3 日開催された。当日は、子ども実行委員会が中心となり、出店ブースを運営した（写真 2-3-2）。催し内容は、ポップコーンと飲み物の販売、くじびき、お菓子すくいであった。自作のポスターで店内を飾りつけしている（写真 2-3-3）。ブース内には、子ども実行委員会や子どもの権利に関する紹介パネルも展示されている。お客さんへの案内や、説明、お金のやりとりも子ども実行委員が行い、担当職員はサポートに徹した。最初は、戸惑いながら接客していたが、何度か接客するうちに、笑顔で楽しそうに対応できるようになった。売上金は、実行委員会の話しあいの結果、台風被害にあった千葉県に全額寄付することになった。後日、実行委員長が代表して、志免町社会福祉協議会に寄付の目録贈呈を行った。

子どもの権利かるた大会は、2019年度で3回目の開催となる（写真2-3-4）。志免町子どもの権利の日（11月20日）に近い土曜日である11月16日に開催した。子ども実行委員会での話し合いの結果、ルールは前年度同様で、出場選手に制限を設けないこと、4位を敢闘賞とすることにした。子ども実行委員会が設営、受付、司会進行、読み手、表彰式のプレゼンターなどの役割を職員の補助を受けながらやり遂げた（写真2-3-5）。

大会終了後、子ども実行委員会と町長との懇談会が開催された（写真2-3-6）。最初は、緊張気味だったが、子ども実行委員の活動をしてみて思ったこと、学校のこと、地域のことなど、子どもの目から見たたくさんの意見を町長に伝えることができたという。



写真 2-3-1 会議の様子



写真 2-3-2 町民文化祭でのブース展示



写真 2-3-3 自作のポスター



写真 2-3-4 かるた大会の様子



写真 2-3-5 権利かるた大会の受付



写真 2-3-6 町長との懇談会

2、課題

募集チラシと応募用紙には、「るび」がふられており、親しみやすいフォントやイラストを使用する等の工夫と配慮がみられた。動員は行わず、完全公募制で8名の応募があったという。子ども実行委員会という取り組みが、職員からの発案で生まれたことも高く評価されてよい。また、子どもたちが意見表明をしやすいように職員が上手に場づくりを行っていた。以上、担当職員の努力と工夫がみてとれたが、こうした取り組みが、継続して取り組まれるためには、次の3点を検討していく必要がある。

第一に、子ども実行委員会を担当する職員の「質」の確保である。担当職員には、町役場職員の通常業務とは異なる心構えやスキルが必要となる。まず、子どもを権利主体としてきちんと認識し、「待つ」姿勢が不可欠である。さらに、子どもが意見表明するためには、アイスブレイキングやファシリテーションの技法に明るくなければならない。適材をあてると同時に、担当職員には十分な研修機会の確保を保障すべきであろう。

第二に、担当職員の負担への理解である。子どもの意見を受けとめ、実現しようとすればするほど、仕事量は増えていく。現状でも4日間は日曜出勤となっている。そうした仕事を増やす行為が、「個人の好きでやっている」とみなされることは避けるべきである。

第三に、子どもの権利委員会と子ども実行委員会との接点をもたせるべきである。子ども実行委員会の活動は、条例の理念を体現するために職員から発案された。この取り組みを一過性の任意の取り組みに終わらせないためには、きちんとシステムの中に位置づけられ、根づかせていく必要がある。

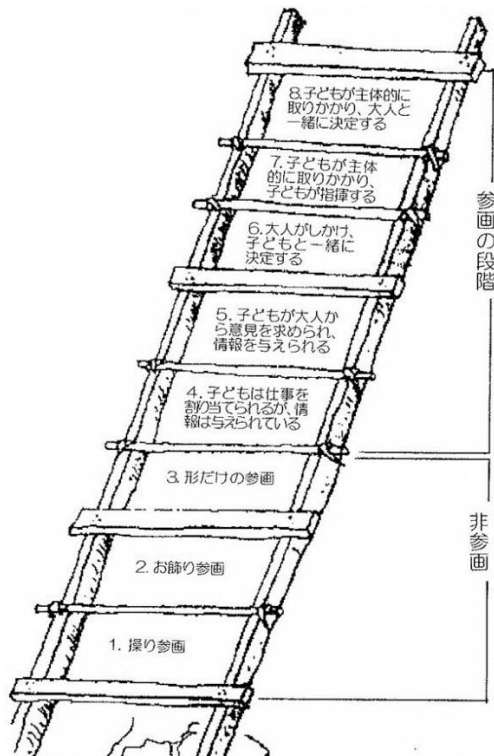
3、所感

子ども実行委員会の活動を検証していく中で、ロジャー・ハートの「参画のはしご」を思い出した（資料 2-3-3）。上段にいけばいくほどに、子どもが主体的に関わる度合いが高くなる。「操り参画」、「お飾り参画」、「形だけの参画」は参画ではない。

子ども実行委員会は、第五段目の「子どもが大人から意見を求められ、情報をあたえられる」ことからスタートし、第六段目の「大人がしかけ、子どもと一緒に決定する」にいたっているといえよう。筆者は、子ども実行委員会により上段をめざせと言うつもりはない。ハートが述べるように、参画段階においては、上段の方が下段よりも活動的であることを意味しない。任期1年、しかも公募制の子ども実行委員会においては、第六段目の参画をきちんと保障していくことが重要だと思うからである。

ここで筆者が強調したい点は、より上位の参画の機会が、別の活動できちんと保障されているかということである。子ども関連施設には、各々の現場で「子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮する」、「子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する」ような参画の機会の確保を求めたい。

もう1点、町政やまちづくりへの参画について述べたい。子ども実行委員会と町長との懇談会は、「参画のはしご」においては、何段目になるだろうか。昨今、学校教育の中で、丁寧に自分たちの町の産業や歴史を学び、未来にむけて提言を行うような授業も増えてきた。たとえば、北海道標茶町では、中学生が町の第五次総合計画の策定とあわせて、町の将来像を提案している（資料 2-3-4）。志免町においても、学校と連携・協働してこうした子どもの町政への意見表明や参画への筋道を拓いてほしい。



学級ごとにまとめたまちづくり案を佐藤町長に提出する標茶中の生徒

標茶中生 総合計画提案

町長に手渡す まちの将来、活性化で

【標茶】まちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

（白田 聖也）

総合計画はまちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

総合計画はまちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

総合計画はまちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

総合計画はまちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

総合計画はまちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

総合計画はまちづくりの指針となるまちづくり総合計画の策定に向け、町立標茶中学校の3年生が、まちづくりの将来像をまとめた。21日には生徒代表が町長を訪問し、佐藤町長にまちづくり案を提出した。

(文責: 添田祥史)

¹⁾ 出典: ロジャー・ハート『子どもの参画』(萌文社、(2000年)より転載)